

那珂川町の定額給付金事業の概要

このたび、景気後退下での住民の不安に対処し、地域の経済対策に資することを目的として、定額給付金を給付することとなりました。

その概要について、次のとおりお知らせします。

支給対象者

基準日（平成21年2月1日）現在、那珂川町の住民基本台帳に記載のある方及び、外国人登録がある一定の方

給付額

給付金は1人1万2千円です。

ただし、18歳以下（平成2年2月2日以降生まれ）の人及び65歳以上（昭和19年2月2日以前生まれ）の人は2万円です。

所得制限

那珂川町では所得制限はしません。

支給方法

口座振り込みです。世帯主の口座に一括して、家族全員分の給付金を振り込みます。

申請期間

平成21年3月30日から平成21年9月30日まで

申請の方法

3月下旬に送付した「定額給付金申請書」に必要事項を記入、押印の上、返信用封筒にて役場総務課までご返信ください（役場窓口へ持参してもかまいません）。受付処理後、口座振り込み手続きをして、振り込み予定表のとおり振り込みと

なります。

注意事項

- 申請書に記載漏れ等の不備があると、振り込みが遅れる場合があります。
- 申請書に記載の確認のため、役場から電話することがあります。手数料を取られたり、ATMを操作していたりすることはありません。振り込み詐欺に十分ご注意ください。

振り込み予定表

日程は申請状況、金融機関の状況により変更する場合があります。

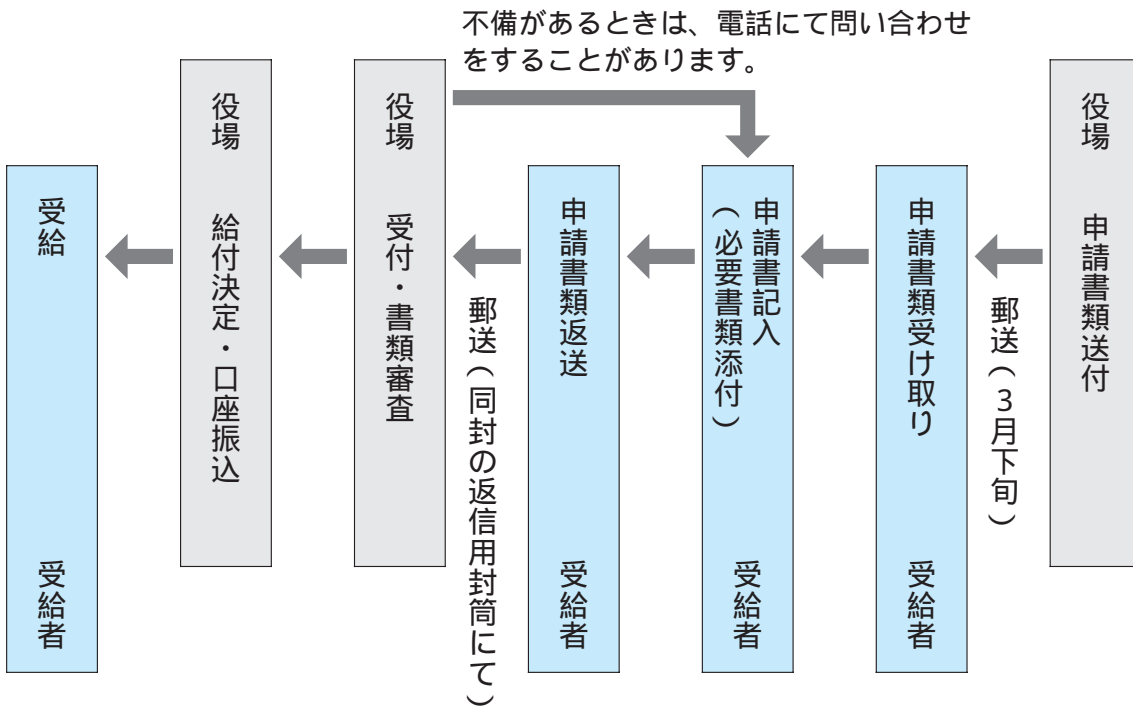
また、金融機関において振り込みエラーが発生すると、再振り込みに2週間程度かかり、振り込みが遅れる場合があります。

詳しくは、総務課定額給付金担当（☎0287・92・1115）まで、お問い合わせください。

振り込み予定表

	締め切り日		振込予定日
	ゆうちょ銀行以外の金融機関を希望する方	ゆうちょ銀行を希望する方	
第1回	4月10日	4月3日	4月22日
第2回	4月28日	4月13日	5月13日
第3回	5月18日	5月1日	5月27日
第4回	6月8日	5月15日	6月17日
第5回	6月29日	6月5日	7月7日
第6回	7月29日	7月7日	8月7日
第7回	8月26日	8月6日	9月7日
第8回	9月30日	9月3日	10月7日
第9回		9月30日	10月21日

申請から受給までの流れ



子育て応援特別手当が支給されます

子育て応援特別手当は、国における生活対策の一環として、多子世帯の幼児教育期の負担に配慮する観点から、今年度限りの措置として幼児教育期の第2子以降の子ども1人あたり3万6千円を支給します。詳しくは次のとおりです。

対象となる子ども

生年月日が平成14年4月2日から平成17年4月1日までの子どもであって、第2子以降の子どもが対象となります。第2子の判定は、18歳以下の子どもの中から年齢順に第1子、第2子と数えていくこととなります。

対象となる子どもと第1子が別居しているときは、同じ人に扶養されていることを確認します。申請の際に医療保険の被保険者証の写しなどが必要となります。

対象となる子ども1人あたり3万6千円を、同居している世帯主に支給します。

申請の手続き
手当の受給には、対象となる子どもと同居している世帯主が、住所地の市町村に申請

支給方法

世帯主の口座に振り込みとなります。

申請窓口 馬頭本庁舎健康福祉課社会福祉係

0287・92・1119
小川庁舎総合窓口課福祉係

0287・96・2111

をすることがあります。申請期限は9月30日です。

定額給付金の給付をよそおった「振り込み詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

- 市町村や総務省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や総務省などが「定額給付金」の給付のために、手数料などの振り込みを求める事は絶対にありません。

子育て応援特別手当の申請においても同様です。

問い合わせ

定額給付金は、総務課定額給付金担当 ☎0287 - 92 - 1115

子育て支援特別手当は、健康福祉課社会福祉係 ☎0287 - 92 - 1119